

くらしネットワーク

東川町役場	82-2111
改善センター(公民館)	82-3200
文化交流館	82-4245
文化ギャラリー	82-4700
B&G海洋センター	82-4600
町立診療所	82-2101
東川町社会福祉協議会	82-7505
大雪消防組合東消防署	83-0119
道草館	68-4777

1月の行事

- 5日(水) 消防出初め式(前10時半、役場前)
- 6日(木) 役場など仕事始め(前8時半)
- 7日(金) 商工会新年交礼会(後5時、道草館)
- 9日(日) 平成23年成人式(後1時、農村環境改善センター)
- 15日(土) 第37回ひがしかわ水まつり(後7時、前夜祭花火打ち上げ=羽衣公園会場)=17日まで
- 28日(金) 第37回農業委員会総会(後3時、役場)

人のうごき 11月16日～12月15日

(敬称略、掲載はご承諾をいただいております)

お誕生	父	母	行政区
生まれた子 たちかわ 立川	敬悟	千晴	西町2丁目
のむら 野村	孝紀	美沙紀	6東区
きしもと 岸本	匡生	友紀	北町3丁目
さかた 坂田	和穂	早苗	17区
はすいけ 躰池	薫	美香	東町1丁目
ゆき 湯佐	貴宏	奈緒子	22区

おくやみ	歳	届出人	行政区
亡き人			
山田 キミ子	88歳	渡部 亨	西町2丁目
室田 タマキ	94歳	室田 榮	8区
中野 光一	82歳	中野 愛子	12区
武田 光江	82歳	武田 昭信	新栄

ご結婚	新婦	行政区
新郎		
新婦	平山 絵理子	西町3丁目
佐藤 宏紀	川瀬 有希	西区
富岡 雅人		

人口・世帯数	11末日現在
人口	7,856人 (前月比+11人)
男	3,741人 (前月比+11人)
女	4,115人 (前月比±0人)
世帯数	3,286戸 (前月比+3戸)
出生	6人
死亡	8人
転入	24人
転出	11人

税務課から

納税のことは☎(内線121、122)、申告のことは☎(内線123、124)

1月31日は町税の第4期納期限です

町税(町・道民税 固定資産税)の第4期分の納期限は1月31日(月)です。口座振り替えを利用しては、あらかじめ指定された預貯金口座の残高を確認して準備をしておきましょう。

町税は、町の根幹となる大切な自主財源です。税金の公平な負担と貴重な自主財源確保のため、納期限内の納付を忘れないようご協力をお願いします。

納付が遅れると督促状が送付され、延滞金が掛かる場合もあります。滞納が続くと財産調査や滞納

処分(給料、銀行預金などの差し押さえ、不動産 動産の公売など)を実施する場合がありますのでご留意願います。

特別な事情があつて、納期限までに納付することが困難な場合は必ず納付相談をお願いします。納税猶予、分割納付、事情によっては減免になる場合もあります。

▼延滞金の発生にご注意

延滞金は、税(料)金が納期限後に納付された場合、その納期限の翌日から納付された日までの日数に応じて、一定の割合で徴収されます。納期限内に納付した方との実質的な負担の公平と、納期限内納付の促進を図るためのものです。

特別な事情があつて町税を納期限までに納付することが困難な場合は、必ず納付相談をしてください。

▼延滞金の算定方法

本来納める

滞納額	延滞金発生までの日数
1万円	おおむね 271日
2万円	" 146日
3万円	" 104日
4万円	" 84日
5万円	" 71日
10万円	" 46日

償却資産(固定資産税)の申告をお願いします

町内で事業を営み、土地や家屋以外の事業用償却資産をお持ちの

べき額に、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて年14・6%(納期限の翌日から1カ月を過ぎる日までは年7・3%、または「前年の11月30日における日本銀行法に規定する商業手形の割引率に4%を加えた割合」のいずれか低い方の割合を使用します。100円未満の端数を切り捨て千円から徴収します。

提出期限は1月31日(月)まで

ご自宅、事業所のパソコンからインターネットを利用して申告をすることが出来ます。詳しくは「eTAX」ホームページ <http://www.atax.jp/index.html>

定住促進課から

お問い合わせは住民室(内線121)

新成人の皆さん、国民年金の加入手続きを忘れずに

国民年金は公的年金制度です。あなたの老後の生活を支え、万一病気やけがで重度の障害が残る時、年金を支給してあなたをサポートしてくれます。

▼義務と権利 日本国内にお住まいの満20歳から満60歳までのすべての方に加入する義務があり、年金を受け取る権利があります。そのため保険料を納付する義務があります。

▼加入の手続き 学生、自営業者の方などを「第1号被保険者」と呼びます。対象となる方は、役場で手続きが必要です。

サラリーマン、公務員など給与所得者は「第2号被保険者」と呼びます。第2号被保険者に扶養される方(配偶者など)を「第3号被保険者」と呼び、第2号、第3